

栃木県後期高齢者医療広域連合公文例規程

平成19年2月1日
訓令第3号

(趣旨)

第1条 本広域連合における公文の例式及びその文体、用字、用語等については、別に定めがあるもののほか、この規程に定めるところによる。

(文書の左横書き)

第2条 文書の書き方は、左横書きとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、縦書きとする。ただし、第3号に掲げるものは、必要に応じて左横書きとすることができる。

- (1) 法令により様式を縦書きと定められたもの
- (2) 他の官公庁が様式を縦書きに定めているもの
- (3) 賞状、表彰状、祝辞その他これに類するもの
- (4) その他特に縦書きを必要とするもの

(公文の書類)

第3条 公文の書類は、次のとおりとする。

- (1) 条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条の規定により制定するもの
- (2) 規則 地方自治法第15条の規定により制定するもの
- (3) 告示 法令等の規定又は権限に基づいて処分し、若しくは決定した事項を一般に公示するもの
- (4) 公告 一定の事実を一般に公示するもの
- (5) 訓令 広域連合長が所属の諸機関及び職員に対して指揮命令するもので、公示するもの
- (6) 訓 広域連合長が所属の諸機関及び職員に対して指揮命令するもので、公示しないもの
- (7) 達 権限に基づき、特定の者に対して一方的に特定の事項を命令し、禁止し、若しくは停止し、又は既に与えた許可等の行政処分を取り消すもの
- (8) 指令 団体、個人等からの申請、出願等に対し、処分の意思を表示するもの

(9) 通達 広域連合長がその指揮監督権に基づき、所属の諸機関若しくは職員又は団体等に対して命令し、又は指示するもの

(10) 依命通知 広域連合長が自己の名をもって諸機関若しくは職員又は団体等に通達すべき事項を、その命によりその補助機関が自己の名をもって通知するもの

(11) その他 通知、報告、照会、回答、諮問、答申、建議、申請、進達、副申、願い、届け、依頼等

(文体)

第4条 文体は、原則として「である」を基調とする口語体を用いる。ただし、往復文書（通知、通達、供覧、回覧、伺い、願い、届け、申請、照会、回答、報告等を含む。）の類は、「ます」を基調とする文体を用いる。

(用字及び用語)

第5条 用字は、原則として漢字と平仮名を交えて用いる。ただし、外国の地名、人名及び外来語は、片仮名を用いる。

2 漢字は、原則として常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）の範囲内で用いる。

3 仮名遣いは、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）を用いる。

4 送り仮名は、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第3号）による。

5 用語は、努めて難解な文字をさけ、易しい言葉を用いる。

(数字)

第6条 数字は、アラビア数字を用いる。ただし、固有名詞、概数を示す語、単位として用いる語、慣習的な語その他特に必要なものについては、漢字を用いることができる。

(見出し符号)

第7条 項目を細別するため用いる見出し符号は、第1、第2、第3…1、2、3…(1)、(2)、(3)…ア、イ、ウ…(ア)、(イ)、(ウ)…a、b、c…(a)、(b)、(c)…の順による。この場合において、句読点は、付けず1字文空白として、次の字を書き出す。

(公文の書式)

第8条 公文の書式は、栃木県後期高齢者医療広域連合公文例（別表）による。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

×××附×則
×○○○○○○○○。

(2) 2以上の条例を一括して廃止する場合

(a)
×○○○条例等を廃止する条例をここに公布する。
××○年○月○日
栃木県後期高齢者医療広域連合長×(氏名)××
栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号
×××○○○条例等を廃止する条例

(b)
×次に掲げる条例は、廃止する。

(c)
×1×○○○条例(○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号)
×2×○○○○○○○条例(○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号)
×3×○○○○○○○○○条例(○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号)
×××附×則
×○○○○○○○○。

(a) 第2字目とすること。

(b) 第2字目とすること。

(c) 第2字目とすること。

5 一部改正の文例

(1) 条文を改正する場合

ア 条を改正する場合

(a)
×第○条を次のように改める。
××(○○)

(b)
第○条×○○○○○○○○○○。

(c)
×第○条から第○条までを次のように改める。
××(○○)
第○条×○○○○○○○○○○。

(a) 第2字目とすること。

(b) 第1字目とすること。この場合、見出しがあれば見出しを付けること。

(c) 連続する3以上の条文を続けて改正する場合。2条の場合は、「第○条及び第○条を」とすること。

×× (〇〇)

第〇条×〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

×× (〇〇)

第〇条×〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

イ 項を改正する場合

×第〇条第〇項を次のように改める。

(a)

2×〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

ウ 号を改正する場合

×第〇条(第〇項)第3号を次のように改める。

(a)

×(3)×〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

エ ただし書を改正する場合

×第〇条(第〇項)(第〇号)ただし書を次のように改める。

(a)

××ただし、〇〇〇〇〇〇。

オ 字句を改正する場合

(a) (b)

×第〇条(第〇項)(第〇号)中「〇〇〇〇〇」を「〇〇」に改める。

(c)

×第〇条、第〇条及び第〇条中「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇〇〇〇」に改める。

(2) 条文を追加する場合

ア 条を追加する場合

(ア) 既存の条間に追加する場合

(a)

×第〇条の次に次の2条を加える。

× (〇〇)

第〇条の2×〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

× (〇〇)

第〇条の3×〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

(a) 第1字目とすること。この場合、項番号は、第2項以下に限って付け、第1項の場合は付けないこと。

(a) 第2字目とすること。

(a) 柱書きの書き出しより1字下げること。

(a)(b) 改める部分(a)と改められる部分(b)とが判然とするように引用すること。

(c) 2以上の条文の同一字句を一括して改正する場合

(a) 既存の条番号を繰り下げないで追加する場合

(b)

×第8条を第10条とし、第4条から第7条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

×(〇〇)

第4条×〇〇〇〇〇〇〇〇。

×(〇〇)

第5条×〇〇〇〇〇〇〇〇。

(イ) 既存の条の最後に追加する場合

×第〇条の次に次の1条を加える。

×(〇〇)

第〇条×〇〇〇〇〇〇〇〇。

(ウ) 既存の章、節の最後に追加する場合

×第〇章(第〇節)中第〇条の次に次の1条を加える。

×(〇〇)

第〇条の2×〇〇〇〇〇〇〇〇。

(エ) 既存の章、節の最初に追加する場合

×第〇章(第〇節)中第〇条の前に次の1条を加える。

×(〇〇)

(a)

第〇条の2×〇〇〇〇〇〇〇〇。

イ 項又は号を追加する場合

(a)

条を追加する場合の例による。

ウ ただし書を追加する場合

×第〇条(第〇項)(第〇号)に次のただし書を加える。

(a)

××ただし、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

エ 字句を追加する場合

×第〇条(第〇項)(第〇号)(ただし書)中「〇〇」の次に「〇〇〇」を加える。

(3) 条文を削除する場合

(b) 既存の条番号を繰り下げて追加する場合

(a) 「第〇条」は、前の章、節の最終の条番号とすること。

(a) 既存の項の中途に追加する場合は、必ず項の繰り下げを行い、「第〇項の2」とはしないこと。

(a) 条又は項に加える場合にあつては第3字目とし、号に加える場合にあつては第4字目とすること。

ア 条を削除する場合

×第〇条を次のように改める。

(a)

第〇条×削除

(b)

×第〇条を削る。

(c)

×第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第〇条までを1条ずつ繰り上げる。

イ 項又は号を削除する場合

(a)

条を削除する場合の例による。

ウ ただし書を削除する場合

×第〇条(第〇項)(第〇号)ただし書を削る。

エ 字句を削除する場合

×第〇条(第〇項)(第〇号)(ただし書)中「〇〇〇」を削る。

(4) 題名、目次、別表等を改正する場合

×目次「第〇章×〇〇(第〇条ー第〇条)」を「第〇章×削除」に改める。

×別表第〇を次のように改める。

別表第〇(第〇条関係)

×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(a)

×別表第〇号〇〇〇〇の部〇〇〇〇の項〇〇〇〇の欄中「〇〇〇〇」を「〇〇」に改める。

×様式第〇号を次のように改める。

様式第〇号(第〇条関係)

×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

×様式第〇号中「〇〇〇〇」を「〇〇」に改める。

6 附則の文例

(1) 施行期日に関する規定

(a)

×この条例は、公布の日から施行する。

(a) 本則中の条間の場合で条番号を残す場合に用いること。

(b) 本則中の最後の条等で条番号、本文ともに消す場合に用いること。

(c) 条文を削り、以下各条文を繰り上げる場合に用いること。

(a) 項を削除する場合は、すべて繰り上げ方式をとること。

(a) 項は横の区分を表し、部は項より大きい横の区分を表し、欄は縦の区分を表す。

(a) 公布の日から施行する場合

(b)

×この条例は、○年○月○日から施行する。

(c)

×この条例は、公布の日から施行し、(この条例による改正後の○○条例の規定は、) ○年○月○日から適用する。

(d)

×この条例は、公布の日から施行する。ただし、第○条の規定は、○年○月○日から施行する。

(2) 既存規定の廃止に関する規定

(a)

×○○○条例(○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号)は、廃止する。

(b)

×次に掲げる条例は、廃止する。

×(1)×○○○条例(○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号)

×(2)×○○○○○○○○○条例(○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号)

(3) 経過規定

×この条例の施行の際現に○○○である者は、この条例(の規定)により○○○○したものとみなす。

×この条例の施行前に○○○によりした○○○○については、なお従前の例による。

×この条例の施行の際現に○○○している者は、この条例の施行の日から○○日以内に○○しなければならない。

(4) 既存規定の改正に関する規定

×○○○条例(○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号)の一部を次のように改正する。

(a)

××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

第2 規則

1 制定する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号 ×○○○規則を次のように定める。 ××○年○月○日 <p style="text-align: right;">栃木県後期高齢者医療広域連合長×(氏名)××</p>

(b) 将来の特定の日から施行する場合

(c) 条例の効力にそ及効果を持たせる場合。括弧書きは、一部改正条例の場合

(d) 条例中のある一部の規定について施行期日を異ならせる場合

(a) 1 条例を廃止する場合

(b) 2 以上の条例を廃止する場合

(a) 一部改正の文例に従い記載すること。ただし、初字は、一字ずつ繰り下げること。

◎規則の場合には、公布文に代えて制定文を付するほかは、すべて条例の例によること。

×××○○○規則
×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
×××附×則
×○○○○○○○○○。

2 全部を改正する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号
×○○○規則を次のように定める。
××○年○月○日
栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏 名）××
×××○○○規則
×○○○○規則（○年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号）の全部を改正する。
×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
×××附×則
×○○○○○○○○○。

3 一部を改正する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号
×○○○規則の一部を改正する規則を次のように定める。
××○年○月○日
栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏 名）××
×××○○○規則の一部を改正する規則
×○○○規則（○年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号）の一部を次のように改正する。
×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
×××附×則
×○○○○○○○○○。

4 廃止する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号
×○○○規則を廃止する規則を次のように定める。
××○年○月○日
栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏 名）××

×××○○○規則を廃止する規則
 ×○○○規則（○年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号）は、廃止する。
 ×××附×則
 ×○○○○○○○○。

第3 告示

1 新たに発する場合

(1) 一定事項を公表する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号
 (a) (b)
 ×○○法（○年法律第○号）第○条の規定により、次の○○を許可（認可・登録）したので、同法第○○条の規定により告示する。
 ××○年○月○日
 栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏 名）××
 ×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

- (a) 許認可等行為の根拠規定を記載すること。
- (b) 公表すべき旨の根拠規定を明記すること。

(2) 行政行為をする場合

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号
 (a)
 ×○○法（○年法律第○号）第○条の規定により○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を次のように定める。
 ××○年○月○日
 栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏 名）××
 ×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

- (a) 特に適用期日を定めようとするときは、「○○○を次のように定め、○年○月○日から適用する。」とすること。

2 一部を改正する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号
 (a)
 ×○○法（○年法律第○号）第○条の規定により○○を定める（指定する）（に関する等）告示（○年栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号）の一部を次のように改正する。
 ××○年○月○日
 栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏 名）××

- (a) 告示の内容を要約した標題を記載すること。

(f)
 栃木県後期高齢者医療広域連合長×(氏名) 印××

第6 達

栃木県後期高齢者医療広域連合達第○号
 (a)
 令 達 先×
 ×○○○法(○年法律第○号)第○条の規定により○○○○○○○○を命じます。(禁止します。)
 (停止します。)(取り消します。)
 ××○年○月○日
 栃木県後期高齢者医療広域連合長×(氏名) 印××

第7 指令

1 許可(認可、承認等)をする場合

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第○号
 令 達 先×
 ×○年○月○日付け(○第○号)で申請のあった○○○については、(○○○法(○年法律第○号)第○条の規定により)、許可(認可、承認)します。
 ××○年○月○日
 栃木県後期高齢者医療広域連合長×(氏名) 印××

2 許可(認可、承認等)しない場合

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第○号
 令 達 先×
 ×○年○月○日付け(○第○号)で申請のあった○○○については、次の理由により(○○○の理由により)許可(認可、承認)しません。
 ××○年○月○日
 栃木県後期高齢者医療広域連合長×(氏名) 印××

(f) 訓を発する行政庁は、受訓先に対して指揮監督権を有しているものであること。
 職氏名とも1行に記載し、氏名の最後1字の半ばにかかるように押印し、押印した後、1字分空くようにすること。

◎ 配置については、訓の例によること。

(a) 指令を受ける相手方を記載すること。その記載は、次によること。

- ① 法人にあつては、その所在及び名称。ただし、施行時に法人未成立の場合は、発起人又は代表者あてとすること。
- ② 法人格を有しない団体にあつては、その所在地、名称及び代表者(責任者)の氏名
- ③ 相手方が複数の場合は、連記し、又はその代表者の氏名を記入すること。この場合、住所(所在地)も記載すること。
- ④ 住所又は所在地は、終わりが2字分空くように記載し、氏名又は法人名は、終わりが1字分空くように記載すること。

◎ 配置及び令達先の記載は、達の例によること。

◎ 法令等に特別の書式が定められているときは、それによること。

